

司法改革の流れに反対

たかやま しゅんきち
弁護士 高山 俊吉さん(66)



高山さんは、法曹界ではちょっとした有名人だ。二年前に一度の日本弁護士連合会(日弁連)会長選挙で四連敗中。昨年の選挙では、

法曹人口の大幅拡大、司法支援センター設置、裁判員制度導入など、政府と最高裁、日弁連が足並みをそろえて進める一連の司法改革の流れに、ことごとく反対を唱えた。

ともすると、内容の論議抜きでも「改革」がもたらやされがちな時代。守旧派とも批判される高山さんが「ファンタメンタリスト(原理主義者)だと言われます。意見を曲げないから」と、意を介さない。原理は憲法の本質と「弁護士は、

「裁判員」は国民総動員

基本的な人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」という弁護士法一条。三人が立候補した昨年の選挙では、現・平山正剛会長に次ぐ二番目の票を集めた。「いろいろな事情で私に投票できなくても、司

が、殺人、強盗致死傷などの重大事件について職業裁判官と二審に審理して、有罪・無罪の判定と、有罪の場合には量刑の判断も行う裁判員制度。ケースによっては「死刑」を言い渡す側にも立つ。

高山さんは、裁判員裁判の審理の仕組みにも危惧と批判の矛先を向ける。裁判員法は「裁判員の負担に対する配慮」を定め、最高裁は「多く(の審理)



「忙しい、人を裁きたくない」など、この制度に違和感を感じ、反対する人の論拠はさまざま。私自身の根本的な反対理由は、国民を統治する側の論理に立たるから。平たく言えば、国民総動員だからです。国民総動員とは戦時中のように穏やかではない。しかし国民の78%が「参加したくな

は数日間が終わると見込まれて」と説明する(ホームページ)。審理を短期間で終わらせるため、国は刑事訴訟法を改正。裁判員が加わる前に、裁判官、検察官、弁護士で争点や証拠を検討し審理計画をたてる。公判前整理手続きの仕組みをつくり、可能な限り連日開廷するよう義務づける規定も設けた。今後も裁判のさまざまな局面で、迅速化の要請が強まりそうだ。

あとがき

東京で司法担当記者をしていた十数年前、最高裁は参審制、陪審制の研究を始めていた。しかし本気で裁判への「市民参加」を進めようという意欲は、ついを感じられなかった。それが今、巨額な広報予算と人的資源を割いて「市民参加の裁判員制度」をPRしている。どうも釈然としない。